

平成 30 年度決算 財務書類

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2 年～ 50 年

工作物 5 年～ 75 年

物品 4 年～ 22 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち奥出雲町へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が 3 か月を超える連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計名）	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
島根県住宅供給公社	—	7,344 千円	—	7,344 千円
奥出雲椎茸	—	126,000 千円	—	126,000 千円
奥出雲町農業公社	—	16,950 千円	—	16,950 千円
奥出雲振興	—	45,000 千円	—	45,000 千円
計	—	195,294 千円	—	195,294 千円

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護老人保健施設事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護サービス事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
訪問看護ステーション事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
公共下水道事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
合併処理浄化槽事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
仁多発電事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
三井野原スキーリフト事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
農業用小水力発電事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
奥出雲病院事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

①地方公営事業会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次年度予算において、財産収入として措置されている資産

イ 内訳

該当はありません